

第 5 次下仁田町行財政改革大綱

平成 2 9 年 3 月

下仁田町

目 次

1 章	策定の趣旨	1
1	これまで経緯	1
2	さらなる行財政改革の必要性	1
2 章	行財政改革の基本的な考え方	2
1	推進期間	2
2	基本方針	2
3	重点項目	2
	(1) 事務・事業の効率化の推進	3
	(2) 定員管理の適正化及び人材育成の推進	4
	(3) 民間活力の活用	4
	(4) 財政運営健全化の推進	5
	(5) 地域協働の推進	6
3 章	行財政改革の推進	6
1	実施計画の作成	6
2	推進状況の公表	7
3	進捗体制	7

1 章 策定の趣旨

1 これまでの経緯

本町では、平成 8 年 1 1 月に『第 1 次下仁田町行政改革大綱』を策定し、町の行財政改革の指針としました。その後、平成 2 2 年 6 月に策定された『第 4 次下仁田町行財政改革大綱』を含め 3 度にわたり行財政改革大綱を策定し、行政運営の効率化、財政の健全化に向けて取り組んできました。

『第 4 次下仁田町行財政改革大綱』では、「簡素で効率的な行財政運営」、「持続可能な自治体運営の確保」、「対話と共感による開かれた町政の推進」を基本方針に掲げ、町営施設への指定管理者制度の導入、定員管理適正化計画に基づく職員数の抑制、効率的な事務事業を目指した機構改革等各種施策に取り組んできました。

2 さらになる行財政改革の必要性

平成 2 7 年国勢調査における本町の人口は 7, 5 6 4 人となり、6 5 歳以上の人口割合が 4 5. 5 %、1 4 歳以下の割合が 6. 2 %であったが、国立社会保障・人口問題研究所が公表した『日本の地域別将来推計人口¹』（平成 2 5 年 3 月推計）によると、平成 4 7 年の本町人口は、4, 5 1 8 人に大幅減少し、6 5 歳以上の割合が 5 6. 7 %と増加する一方、1 4 歳以下の割合が 4. 3 %と減少するとともに 1 5 歳から 6 4 歳までの生産年齢人口も 4 8. 4 %から 3 9. 0 %へと減少するなど少子高齢化がさらに進行することが予想されます。こうした人口構造の変化は、税収の減少や地域活力の低下を招くとともに、民生費等の増加など財政運営に大きな影響を及ぼすことが予想されます。このような中、国では『経済財政運営と改革の基本方針 2 0 1 5』を定め、平成 2 6 年に「まち・ひと・しごと創生法²」を施行しました。これを受け本町でも『下仁田町 まち・ひと・しごと創生総合戦略』を策定し、人口減少への歯止め、東京

¹ 地域別将来推計人口

国立社会保障・人口問題研究所が、将来の人口を都道府県別・市区町村別に求めることを目的とし、平成 22（2010）年の国勢調査を基に、平成 52（2040）年までの 30 年間について、5 年ごとに将来人口を推計したものです。

² まち・ひと・しごと創生法

2014 年 12 月に施行され、人口減少や東京圏への人口集中を食い止め、地方を活性化するための基本理念を定めた法律で、地方自治体に「地方版総合戦略」をつくるよう求めています。

一極集中の是正、地域経済の活性化に向け、様々な角度から取り組みを実施しております。

また、基本方針2015では、歳出の効率化を推進する観点から、歳出効率化に向けた業務改革で他団体のモデルとなるようなものを地方交付税³の基準財政需要額の算定に反映する取組（トップランナー方式⁴）も推進しており、今後も厳しい財政状況が続くと見込まれることから、自主財源の確保や経費削減を図り、持続可能な行政運営を行っていくため『第5次下仁田町行財政改革大綱』を策定し、さらなる改革を進めていくこととします。

2章 行財政改革の基本的な考え方

1 推進期間

平成29年度から平成33年度までの5か年間とします。

2 基本方針

行財政改革の推進にあたっては、これまで町が進めてきた行財政改革を念頭に置きながら、「最少の経費で最大の効果を生み出す」ことを基本とし、簡素で効率的な行政運営を目指し改革を進めます。

また、地方交付税においてトップランナー方式の検討対象とされている全ての業務について検討を行います。

3 重点項目

改革に取り組む基本方針に基づき、住民満足度を向上させるため、次のとおり5つの重点項目を定めます。

³ 地方交付税

国税のうち所得税、法人税、酒税、消費税及びたばこ税のそれぞれ一定割合の額を総額とし、地方公共団体が等しくその行うべき事務を遂行することができるよう一定の基準により国が交付する税をいいます。

⁴ トップランナー方式

基本方針2015に基づき、地方交付税の基準財政需要額の算定基礎となる「単位費用」について、合理化が進んだ自治体の経費水準に反映させる方式です。

(1) 事務・事業の効率化の推進

限られた財源の中で、新たな行政課題や多様化する住民ニーズに対応するため、全ての事務事業について再度検討し、廃止・見直しを行うとともに、住民ニーズに即応した事務処理と分かりやすい組織づくりの観点に立って簡素化された組織機構を目指します。

また、高度化する情報処理技術や通信技術を有効活用することで、情報提供の充実や行政手続の電子化を推し進め、業務の効率化と行政サービスの向上を目指します。

① 事務・事業の再編・整理、統合・廃止

既存の事務事業のさらなる見直しを実施し、事務の効率化を図ります。

その見直しの手法として行政評価制度⁵について研究し、必要と認められた場合には、導入に向けた取り組みを推進していきます。

② 組織・機構の見直し

行政需要に的確に対応できるよう、効率的な業務執行体制を構築するため随時、組織・機構の見直しを行います。

③ 情報化の推進・セキュリティの向上

行政手続きの電子化によりさらなる効率化を図るとともに、情報管理体制を強化し、情報の取り扱いに関する職員一人ひとりの危機管理意識を高め、情報セキュリティの向上を図ります。

④ 地方公営企業⁶の経営健全化

地方公営企業が将来にわたって安定的に事業を継続していくための長期的な計画である「経営戦略」を策定し、効率的な投資・財政計画により、経営基盤を強化し、健全な企業経営を維持するよう努めます。また、更なる経

⁵ 行政評価制度

政策、施策、事務事業について、一定の基準、指標をもって評価を行い、その成果を判定し、行政活動に反映させようとする制度です。

⁶ 地方公営企業

上水道、ガス事業、下水道事業、電気事業、交通事業など地方公共団体が企業として経営する事業の総称です。

営の健全化に取り組むため、民間委託の導入を検討します。

(2) 定員管理の適正化及び人材育成の推進

急速に変化する社会経済情勢を勘案しながら、最小の職員数で最大の行政効果を上げるため、効果的な職員配置と定員の適正化を図ります。また、人材育成基本方針に基づき、効率的な職務の遂行が計れるよう、職員個々の資質向上や能力開発に努めます。

① 定員管理の適正化

新規事業や業務量の変化に柔軟に対応し、住民サービスの低下を招かぬよう業務量に見合った適正な職員配置に努めます。

② 人材育成の充実

人材育成基本方針を推進し、計画的な各種職員研修の実施により職員能力と資質の向上を図ります。

③ 人事評価制度の推進

業務目標の設定と人事評価制度の一体的運用により、職員の勤労意欲の高揚と公務能率の向上を図ります。

(3) 民間活力の活用

行政サービスを最も効果的、効率的に提供する観点から、民間の専門知識や優れた事業運営能力などを活用することにより、サービスの向上が見込まれる分野については、公共性の確保に配慮しつつ、指定管理者制度への移行や民間活力を積極的に活用するとともに、サービス水準や内容のチェックなど、行政としての責任を確実に果たすことに留意します。

① 指定管理者制度⁷の活用

これまでも、公の施設の指定管理者制度の活用には、積極的に取り組ん

⁷ 指定管理者制度

「公の施設」の管理に関する権限を、条例の定める手続に沿い議決を経て指定された者に委任して行わせる制度です。

でしたが、公共施設等総合管理計画も踏まえつつ、既に指定管理者制度を導入している施設も含め、その管理のあり方について検証を行い、より効果的、効率的な運営に向けて検討を進めます。

② 民間委託等の推進

事務事業全般にわたり、民間委託等の推進の観点から改めて総点検を実施するとともに、職務内容が民間と同種又は類似した業務にあつては重点的に点検し、限られた人員を有効に活用するために、積極的に民間機能を活用します。

(4) 財政運営健全化の推進

今後も厳しい財政環境が予想されるため、持続可能な財政運営の構築を目指し、歳入歳出全般にわたる改革を継続し、効率的な自治体経営を行っていきます。また、公営企業等への財政負担比率についても検討を進め、施策の重点化や創意工夫により財政の健全化を図ります。

① 経費の見直し

事務事業の執行にあたり経費負担等のあり方について、点検を行います。

② 自主財源確保

定住支援策により定住化を促進し町税の増収を図るとともに、ふるさと応援寄付金制度⁸のさらなる充実を推し進めます。また、各種補助金や負担金、使用料等について点検し、自主財源の確保に努めます。

③ 公共施設の適正配置と管理

公共施設等総合管理計画⁹に基づき、公共財産等の利活用や売却も視野に

⁸ ふるさと応援寄付金制度

ふるさと納税制度は、出身地や応援したい地方公共団体に寄付することで、ふるさとを元気づけ、応援できる制度です。

⁹ 公共施設等総合管理計画

地方公共団体が所有する公共施設等の全体の状況を把握し、その取り巻く現況及び将来の見通しを分析し、これを踏まえた公共施設等の管理の基本的な方針を定めることを内容とする計画です。

入れた有効活用を検討し、適正な管理を図ります。

(5) 地域協働¹⁰の推進

住民と行政が公共サービスを担う重要な主体であるという認識を相互に共有し、協働により多くの住民が行政運営に参画することにより、自治の基本ともいえる自己決定・自己責任を基調とする住民が主体となった新たな仕組みづくりを目指します。

① 住民参画の推進

活力と魅力あふれた地域社会を築くため、住民の声を政策形成過程に活かすとともに、住民が施策・事業の実施に積極的に参画できる環境作りに努め「住民が主役のまちづくり」を進めます。

② 住民と行政の協働の推進

住民の知恵と活力を地域に活かすため、自助、互助、公助の考え方を基本に、住民が自己の責任において分担すべき範囲、住民の自主的活動に委ねるべき範囲及び行政が分担すべき範囲を明確にし、協働によるまちづくりを進めます。

3 章 行財政改革の推進

1 実施計画の作成

第5次下仁田町行財政改革大綱に定めた基本方針を実現するために、実施計画である「第5次下仁田町行財政改革実施計画」を策定します。また、実施計画策定にあたっては、パブリック・コメント制度¹¹を活用し、広く住民の方々から意見を求め、提出された意見等を考慮しながら計画策定にあたります。

¹⁰ 地域協働

一定の地域を前提として、その存在する住民が参画して、当該地域が必要とする公共サービスの提供を行政と協力して行うことをいいます。

¹¹ パブリック・コメント制度

計画等の策定過程で、その案を示し、広く住民等から意見等を募集し、寄せられた意見等に対して行政の考えを公表し、案の修正を含めた検討を行う制度です。

2 進捗状況の公表

毎年度、実施計画の進捗状況を町ホームページや広報などを通じて、広く住民の方々に公表していきます。

3 推進体制

行財政改革を着実に推進するため「下仁田町行財政改革推進本部」及び「下仁田町行財政改革推進専門部会」を設置し、実施計画の進行管理・評価・見直し等を適宜行うとともに、計画の変更にあたってもパブリック・コメント制度を活用し広く住民の方々から意見を求めます。